

被災地の孤立を想定した災害警備訓練の実施について

1 実施日時

令和7年9月4日(木)午後1時から午後2時30分ころまでの間

2 実施場所

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字湯川932番地46(町有地)

3 訓練参加所属

和歌山県警察本部警備部警備課、情報通信部機動通信課、田辺警察署、白浜警察署及び新宮警察署

合計 約20人

4 訓練内容

和歌山県南方沖を震源地とするマグニチュード8.7の大規模地震により、県沿岸部を中心に大規模な被害が発生し、県南部が一時孤立したとの想定で、次の訓練を実施します。

(1) 災害救助艇による部隊輸送訓練

被災地が孤立したとの想定で、新宮警察署が所有する災害救助艇を活用した部隊輸送訓練を実施します。

※ 風浪により変更する場合があります。

(2) ドローンによる情報収集訓練

県警ドローンにより被災地の状況を撮影し、現場指揮所及び県災害警備本部に映像を伝送します。

(3) 道路啓開を想定した資機材習熟訓練

装備資機材(チェーンソー、エンジンカッター、電動コンビツール)を活用した習熟訓練を実施します。

(4) 重量物の排除訓練

スリングロープ、万能型手動ウインチ(チルホール)等の資機材を活用した重量物(車両)を排除する訓練を実施します。

(5) 重機(ユンボ)を活用した土砂排除訓練

土砂崩れにより家屋が埋没したとの想定で、埋没家屋周辺にある瓦礫や土砂を重機(ユンボ)により排除する訓練を実施します。

(6) 要救助者の捜索・救出救助訓練

埋没家屋内に取り残された要救助者の捜索及び救出救助訓練を実施します。

5 その他

(1) 「防災週間」に合わせて災害訓練を行いますので、県民の皆様の防災意識高揚を促すことを目的に広報をお願いします。

(2) 取材される方は、当日午後0時45分までに実施場所(別添参照)にお集まりください。

(3) 訓練時間は進行状況により前後します。

(4) 気象警報の発表等により、訓練を延期する場合があります。

※ 実施又は延期の判断は、訓練前日の午前9時ころに行います。

※ 訓練の予備日については、令和7年9月5日(金)とします。